

垂井町耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月 策定

平成 24 年 4 月 改訂

平成 28 年 4 月 改訂

令和 3 年 4 月 改訂

目次

はじめに

1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ	1
2 計画改定の経緯	2
3 岐阜県震災対策検証委員会の提言	3

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

1 想定される地震の規模	4
2 想定される人的被害	5
3 想定される建物被害	6

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状	7
(1) 住宅の耐震化の現状	
(2) 特定建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の目標	11
3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標	12
(1) 耐震化の現状	
(2) 耐震化の目標	

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 耐震化の課題	14
2 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	15
(1) 町民・事業者（建築物所有者）の役割	
(2) 町・県の役割	
3 実施する事業の方針	16
(1) 事業の考え方	
(2) 実施する事業	
4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	17
(1) 重点的に耐震化を図る地域	
(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路	
(3) 重点的に耐震化を図る建築物	
(4) より重点的に耐震化を図る建築物	
5 「命」を守るための多様な取り組みの推進	19

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制	20
2 安心して耐震化が行える環境整備	21

(1) 垂井町建築物等耐震化促進事業の沿革	
(2) 垂井町建築物等耐震化促進事業の実施状況	
(3) 町民要望への対応	
(4) 補助事業の活用促進を図るための取り組み	
3 耐震化に関する啓発及び知識の普及	・ ・ ・ ・ ・ 23
(1) 相談体制の整備	
(2) 情報提供の充実	
4 地震時の建築物の総合的な安全対策	・ ・ ・ ・ ・ 27
(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策	
(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策	
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	
I 所管行政庁との連携	・ ・ ・ ・ ・ 28

はじめに

1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成20年3月に「垂井町耐震改修促進計画」として策定した。

本計画は、以下に掲げる町の地震防災に係る各計画との調和を図り、地震防災施策の一環として位置づけるものである。

本計画と調和を図る地震防災の対策に係る計画

- ・ 岐阜県耐震改修促進計画
- ・ 垂井町国土強靱化地域計画
- ・ 垂井町地域防災計画

本計画に位置付ける取り組みは、いずれも「持続可能なまちづくり」に資するものであることから、平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた17の国際目標（SDGs（注1））に関して、特に目標11【住み続けられるまちづくりを】を目指した取り組みを推進する。

（注1）SDGs

Sustainable Development Goalsの略で、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残されない（no one will be left behind）」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。



2 計画改定の経緯

本計画は、平成 20 年 3 月の策定後、法の改正や地震災害による新たな課題への対応などを踏まえ、以下のとおり改定を行っている。また設定した目標年次により計画期数を以下のとおりとする。

表 計画改定の経緯

計画及び期間	策定・改定時期	主な内容
第 1 期計画 (H19~H27)	平成 20 年 3 月	第 1 期計画策定
	平成 24 年 4 月	「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」に伴う岐阜県震災対策検証委員会の提言を反映（「3 岐阜県震災対策検証委員会の提言」参照）
第 2 期計画 (H28~H32 (R2))	平成 28 年 4 月	第 2 期計画策定
第 3 期計画 (R3~R7)	令和 3 年 4 月	第 3 期計画策定

3 岐阜県震災対策検証委員会の提言

県では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出し、県内で大規模震災が発生した場合に教訓とすべき事項を検証することを目的に、県内外の各界有識者から成る「岐阜県震災対策検証委員会」が組織された。そのなかで、建築物の耐震化に関する「耐震化分科会」が設置されて検証・検討が行われた。

建築物の耐震化については、平成 23 年 7 月 31 日にとりまとめられた「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、以下の 7 項目の提言がなされている。

岐阜県震災対策検証委員会からの提言項目（建築物の耐震化に関する項目のみ抜粋）

- ① 防災拠点施設等の耐震化【市町村・建物所有者】
- ② 緊急輸送道路沿道の特定建築物への取り組みの強化【市町村・建築関係団体】
- ③ 耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し【市町村・建築関係団体】
- ④ 耐震化に関する補助制度の見直し【市町村】
- ⑤ 不特定多数が利用する民間特定建築物への取り組みの強化【市町村・建築関係団体】
- ⑥ 宅地被害の周知【市町村・建築関係団体】
- ⑦ 「命」を守るための多様な取り組みの推進【市町村】

※ 【 】は特に連携を図るべき事業主体

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

県内では、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフ地震の発生の危険性が高まっている。

以下の被害想定は、平成23年度から24年度にかけて県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成29年度から30年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」に基づくものである。

1 想定される地震の規模

表1-1 想定される地震の規模

想定される地震、断層	最大震度	PL値（注2）
南海トラフ地震 ※	5.91 （震度6弱）	48.94
揖斐川－武儀川（濃尾）	5.68 （震度6弱）	15.99
長良川上流（北側震源）	5.22 （震度5強）	8.26
長良川上流（南側震源）	4.96 （震度5弱）	2.63
屏風山・恵那山及び猿投山	4.86 （震度5弱）	3.44
阿寺（北側震源）	4.94 （震度5弱）	7.00
阿寺（南側震源） ※	4.99 （震度5弱）	5.60
跡津川 ※	5.17 （震度5強）	6.98
養老－桑名－四日市 ※	6.79 （震度7）	57.95
高山・大原（北側震源） ※	4.97 （震度5弱）	6.97
高山・大原（南側震源）	4.49 （震度4）	0.00

※ 平成23～24年度実施の調査による。それ以外は平成29～30年度実施の調査による。

町内において、南海トラフ地震が発生した場合、最大震度6弱の揺れとなり、一部地域においては液状化が発生すると予測される。

また、特に揺れが大きいと想定される養老－桑名－四日市断層帯による地震が発生した場合、最大震度7の揺れとなり、一部地域においては液状化が発生すると予測される。

（注2）PL値

液状化指数。PL値＞15：液状化の可能性が高い 5＜PL値≤15：液状化の可能性がある

2 想定される人的被害

地震発生時間を冬の午前5時（多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。）と、冬の午後6時（住宅等で火気器具が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）及び夏の正午（オフィスや繁華街等に多数の滞留者があり、自宅以外で被災するケースが多い。）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の午前5時を記載する。

表1-2 想定される人的被害

(単位：人)

想定される地震、断層	死者数	負傷者数	重症者数	要救出者数 (注3)	避難者数
南海トラフ地震 ※	4	175	8	15	1,528
揖斐川－武儀川（濃尾）	7	256	14	26	1,165
長良川上流（北側震源）	0	15	0	0	70
長良川上流（南側震源）	0	2	0	0	10
屏風山・恵那山及び猿投山	0	1	0	0	7
阿寺（北側震源）	0	1	0	0	11
阿寺（南側震源） ※	0	2	0	0	15
跡津川 ※	0	11	0	0	51
養老－桑名－四日市 ※	274	1,616	521	960	11,302
高山・大原（北側震源） ※	0	2	0	0	14
高山・大原（南側震源）	0	0	0	0	0

※ 平成23～24年度実施の調査による。それ以外は平成29～30年度実施の調査による。

町内において、南海トラフ地震が発生した場合、死者数は4人、負傷者数は175人、重症者数は8人、要救出者数は15人、避難者数は1,528人と予測される。

また、特に揺れが大きいと想定される養老－桑名－四日市断層帯による地震が発生した場合、死者数は274人、負傷者数は1,616人、重症者数は521人、要救出者数は960人、避難者数は11,302人と予測される。

(注3) 要救出者数

倒壊した建物内に閉じ込められる人数。

3 想定される建物被害

焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の午後 6 時（住宅等で火器使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）を記載する。

表 1-3 想定される建物被害

（単位：棟）

想定される地震、断層	建物被害	
	全壊	半壊
南海トラフ地震 ※	349	1,183
揖斐川－武儀川（濃尾）	147	1,163
長良川上流（北側震源）	3	82
長良川上流（南側震源）	1	11
屏風山・恵那山及び猿投山	1	6
阿寺（北側震源）	3	9
阿寺（南側震源） ※	2	14
跡津川 ※	3	57
養老－桑名－四日市 ※	4,808	4,082
高山・大原（北側震源） ※	2	12
高山・大原（南側震源）	0	0

※ 平成 23～24 年度実施の調査による。それ以外は平成 29～30 年度実施の調査による。

町内において、南海トラフ地震が発生した場合、349 棟の建物が全壊し、半壊は 1,183 棟と予測される。

また、特に揺れが大きいと想定される養老－桑名－四日市断層帯による地震が発生した場合、4,808 棟の建物が全壊し、半壊は 4,082 棟と予測される。

第2 建築物の耐震化^(注4)に係る目標

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され、新耐震設計法が導入された。

本計画では、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。

1 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

町内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表2-1のとおりである。

表2-1 建築年代別住宅数

(単位：戸)

建築の時期	総数	住宅の種類		建物の構造					
		専用住宅	店舗その他併用住宅	木造	防火木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	鉄骨造	その他	
旧基準	昭和45年以前	1,420	1,410	10	910	280	150	60	20
	昭和46年～55年	1,320	1,290	30	810	260	190	40	20
	不詳※	180	180	10	100	50	10	10	0
	小計	2,920	2,880	50	1,820	590	350	110	40
新基準	昭和56年～平成2年	1,320	1,280	40	630	330	250	90	20
	平成3年～12年	1,480	1,470	10	580	590	110	180	30
	平成13年～22年	1,360	1,360	10	460	540	300	60	0
	平成23年～27年	970	950	10	160	440	40	320	0
	平成28年～30年	320	320	0	160	120	10	10	20
	不詳※	360	350	10	120	190	20	60	-10
小計	5,810	5,730	80	2,110	2,210	730	720	60	
合計	8,730	8,610	130	3,930	2,800	1,080	830	100	

※ 不詳件数については、旧基準と新基準とで案分した件数で計上とする。

(注4) 建築物の耐震化

建築物の地震に対する安全性を確保すること。

町内における住宅の耐震化率（注5）の現状については、平成30年住宅・土地統計調査を基にした国土交通省発表数値によると、「新基準建築物の住宅」が5,810戸、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修（注6）を行った住宅」は、「垂井町建築物等耐震化促進事業」に伴う「木造住宅耐震補強工事」の集計により9戸であることから、町内の住宅総数8,730戸のうち5,819戸が「耐震化されている住宅（注7）」と推計できる。

図2-1 住宅の耐震化の現状（H30時点）

住宅総数 8,730戸（100%）	新基準建築物の住宅 5,810戸（66.6%）	耐震化されている住宅 5,819戸（66.7%）
	旧基準建築物の住宅 2,920戸（33.4%）	耐震改修済 9戸（0.1%） 耐震性が不十分な住宅（注8） 2,911戸（33.3%）

(2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は、表2-2のとおりとする。

(注5) 耐震化率

建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合。（住宅においては戸数）

(注6) 耐震改修

地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕もしくは模様替え又は敷地の整備をすること。

(注7) 耐震化されている住宅（建築物）

新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている住宅（建築物）又は耐震改修した住宅（建築物）。

(注8) 耐震性が不十分な住宅（建築物）

旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない住宅（建築物）。

表 2-2 特定建築物一覧

号	No.	用途	特定建築物の規模要件
1 号	1	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、もしくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2 号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	法施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3 号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

町内の特定建築物のうち庁舎、学校、体育館、病院、事務所、老人ホーム等の1号特定建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化の現状は、建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表2-3のとおりである。

表2-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

用途	耐震化の現状					耐震化 されている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
	全棟数 A=B+C	新基準建 築物 B	旧基準建 築物 C	耐震改修 実施済み D	耐震性を 満たす E		
庁舎、学校、体育館、病院、事務所、老人ホーム等	95	48	47	20	9	77	81%

多数の者が利用する建築物については、「新基準建築物」が48棟、「旧基準建築物」のうち「耐震改修実施済みのもの」が20棟、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が9棟であることから、「耐震化されている建築物」は77棟となり、町内の多数の者が利用する建築物総数95棟のうち81%が耐震化されていると推計できる。

図2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

建築物総数 95棟 (100%)	新基準建築物 48棟 (51%)	耐震化されている建築物 77棟 (81%)
	旧基準建築物 47棟 (49%)	
		耐震性を満たす 9棟 (9%)

2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においては人的被害が少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

町民の安全・安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していく。

国の基本方針（抜粋）

平成18年1月25日 国土交通省告示第184号、最終改正 平成30年12月21日 国土交通省告示第1381号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会【国土交通省】 同研究会とりまとめ＜令和2年5月＞（抜粋）

住宅の耐震化率の目標

現在設定されている目標を5年間スライドさせて設定（令和7年95%、令和12年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。

岐阜県耐震改修促進計画（抜粋）

第3期計画における目標

令和7年 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、これまでの町の取り組みや上記の国及び県の動向を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和7年度までに95%にすることを目標とする。

また、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え（注10）・耐震改修の促進を図る。

（注9）耐震補強

耐震改修のうち増築、改築を伴わない修繕もしくは模様替えをすること。

（注10）建て替え

耐震性が不十分な建築物を除却し、新築すること。

3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全確保、被災後の応急対策活動の拠点としての機能確保に繋がり、大変重要である。

一方、平成 23 年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成 28 年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもある。これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設、防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあつては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 耐震化の現状

町有施設における特定建築物（以下「町有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、表 2-4 のとおりである。

表 2-4 町有特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状 町有特定建築物の種類	全棟数 A=B+C	新基準建 築物 B	旧基準建 築物 C	耐震化		耐震化 されている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
				耐震改修 実施済み D	耐震性を 満たす E		
防災上重要な建築物 (庁舎、学校等)	30	14	16	12	0	26	87%
不特定多数の者が利用する建築物 (集会所等)	1	0	1	0	0	0	0%
特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅等)	8	3	5	0	4	7	88%
計	39	17	22	12	4	33	85%

町有特定建築物については、「新基準建築物」が 17 棟、「旧基準建築物」のうち「耐震改修実施済みのもの」が 12 棟、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が 4 棟であることから、「耐震化されている建築物」は 33 棟となり、町有特定建築物総数 39 棟のうち 85%が耐震化されると推計できる。

図 2-3 町有特定建築物の耐震化の現状

建築物総数 39 棟 (100%)	新基準建築物 17 棟 (44%)	耐震化されている建築物 33 棟 (85%)
	旧基準建築物 22 棟 (56%)	

(2) 耐震化の目標

町有特定建築物について、所有者である町は、建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「町民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、効果的な耐震化の推進に努める。

特に、庁舎などの防災拠点施設となる建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物については、緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進め、財政事情等を十分考慮しつつ、令和 7 年度までに耐震化率を 95%にすることを目標とする。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 耐震化の課題

令和2年10月に県や市町村などにより組織される「岐阜県建築物地震対策推進協議会」において、耐震化の現状について意見が募られた。そのなかで「耐震化が進まない要因」について、耐震施策に直接住民と接しながら取り組む各市町村からは、表3-1のような要因が挙げられた。

表3-1 耐震化が進まない要因（R2.10市町村ヒアリングより）

主な要因	主な意見
経済的負担 （23/42市町村が言及）	・所有者側の経済事情 ・改修工事費が高い 金銭負担がネック
高齢者世帯のみの増加 （13/42市町村が言及） 【類似】家族構成の変化 （8/42市町村が言及）	・経済的負担 ・跡継ぎがない ・子供が独立（世帯分離） 住宅の将来が 決まっていない
防災意識の希薄 （10/42市町村が言及）	・地震災害への危機感の薄れ ・耐震化の必要性を感じない 住民理解が十分でない

これらの課題に対しては、これまでも啓発や補助制度などで対応してきたが、今後は、狭まりつつある対象のニーズ把握を行いながら、よりの確に促進するための施策検討が必要となってくる。

2 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、町では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、町民・事業者、町及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

町民・事業者、町及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

(1) 町民・事業者（建築物所有者）の役割

- ・ 町民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努める。
- ・ 町民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令もしくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規程に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 町・県の役割

- ・ 町は国の基本指針や岐阜県耐震改修促進計画の内容を勘案し、耐震計画促進計画を定める。
- ・ 町及び県は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。特に、町にあっては、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努める。
- ・ 町及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・ 町及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。
- ・ 所管行政庁（注11）である県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

(注11) 所管行政庁

建築基準法第2条の規定に基づき、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。

3 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していく。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや町の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とするが、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1) 重点的に耐震化を図る地域

町内では、南海トラフ地震又は内陸直下型地震により多くの被害が想定されている。さらに、旧基準建築物が密集している地域や被災時に孤立する可能性がある集落、緊急輸送道路沿道、地域の地震発生確率や地盤特性などを考慮し、町内全域を「重点的に耐震化を図る地域」とする。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

町では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連結する道路として、垂井町地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

このため、法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路」として、垂井町地域防災計画に定められた第1次から3次までの緊急輸送道路を指定する。

また、このうち、隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路として、国道21号を「優先的に通行を確保すべき道路」として位置付け、法第5条第3項第2号に基づく道路として指定する。

(3) 重点的に耐震化を図る建築物

1号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については、倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物、及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(4) より重点的に耐震化を図る建築物

地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物及び法第7条の規定による要安全確認計画記載建築物を「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

なお、要安全確認計画記載建築物として指定する建築物は、大規模な地震が発生した場合にその

利用を確保することが公益上必要な建築物として、垂井町役場、不破消防組合東消防署、朝倉運動公園町民体育館、及び国道 21 号に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る）とする。

5 「命」を守るための多様な取り組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけではなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも必要である。

また、町民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、町民の命を守る視点から、耐震シェルターなど、簡易補強以外の建築物に関する新たな防災手法についての検討も必要である。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制

県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」が平成22年に立ち上がり、耐震化への取り組みの情報交換や連携を図ってきた。今後も町の耐震化施策を推進するために、同協議会を活用し全県下一丸となって建築物の耐震化に取り組む。

2 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策として引き続き垂井町建築物等耐震化促進事業を行う。

(1) 垂井町建築物等耐震化促進事業の沿革

- ・ 旧基準建築物の木造住宅において、耐震診断に対する補助を平成 15 年度から、耐震補強工事に対する補助を平成 16 年度から実施している。
- ・ 平成 18 年度からは、旧基準建築物における耐震診断の補助及び旧建築物特定建築物や分譲マンションにおける耐震補強工事に対する補助を実施している。
- ・ 平成 20 年度から旧基準建築物の木造住宅の耐震診断については無料化し、さらなる耐震化の促進に取り組んでいる。

(2) 垂井町建築物等耐震化促進事業の実施状況

表 4-1 耐震化に係る補助の状況

(単位：棟)

種類 年度	木造住宅		建築物		分譲 マンション
	耐震診断	改修工事	耐震診断	特定建築物 改修工事	改修工事
H15	1	—	—	—	—
H16	3	1	—	—	—
H17	3	0	—	—	—
H18	2	1	0	0	0
H19	1	0	0	0	0
H20	20	0	0	0	0
H21	8	1	0	0	0
H22	20	1	0	0	0
H23	18	1	0	0	0
H24	14	0	1	0	0
H25	10	2	1	0	0
H26	5	0	2	0	0
H27	2	0	1	0	0
H28	7	0	1	0	0
H29	1	0	0	0	0
H30	2	1	0	0	0
R1	3	0	0	0	0
R2	3	1	0	0	0
計	123	9	6	0	0

※ 「—」は事業未実施を示す。

(3) 町民要望への対応

東日本大震災以降、町民の地震対策への関心は高まってきたが、ここ数年はまた耐震診断等の件数が減少傾向となるため、更なる啓発を行うとともに、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金については、国や県に対し要望を行う。

(4) 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、町や県などの財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア. 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるためには、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」が必要である。このため県内の建築士事務所に勤務する建築士を対象に、県が養成し、登録している「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う町窓口において閲覧でき、相談士の制度について県ホームページや無料相談会等で周知を図る。

イ. 建築相談窓口

町民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、県庁及び各建築事務所において「建築相談窓口」が設置されており、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、町民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関係団体においても建築相談窓口として町民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、町民の相談に積極的に応じていく。

ウ. 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

町や関係団体が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県から専門家を派遣してもらい、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

エ. 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

(2) 情報提供の充実

ア. パンフレットの作成・配布

町は、町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について町民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ. 各種広報媒体を活用した周知

県と連携し町広報、自治会回覧板等を活用し、広く町民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

ウ. 耐震化に係る説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会等へ県から講師を派遣してもらい、耐震化に係る情報提供を行う。

エ. 自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPO との連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、町はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

オ. 耐震啓発ローラー作戦の実施

主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

カ. 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフ地震等による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、町においては旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を行う。

キ. 防災教育との連携

住宅所有者のみならず、若い世代に対しても住宅耐震の啓発を行うことにより、家族や地域において住宅の耐震化への理解を広げるため小中学生を対象に耐震講座の開催など、教育部局との連携を図りながら、防災教育を行っていく。

ク. 地震ハザードマップの作成・公表

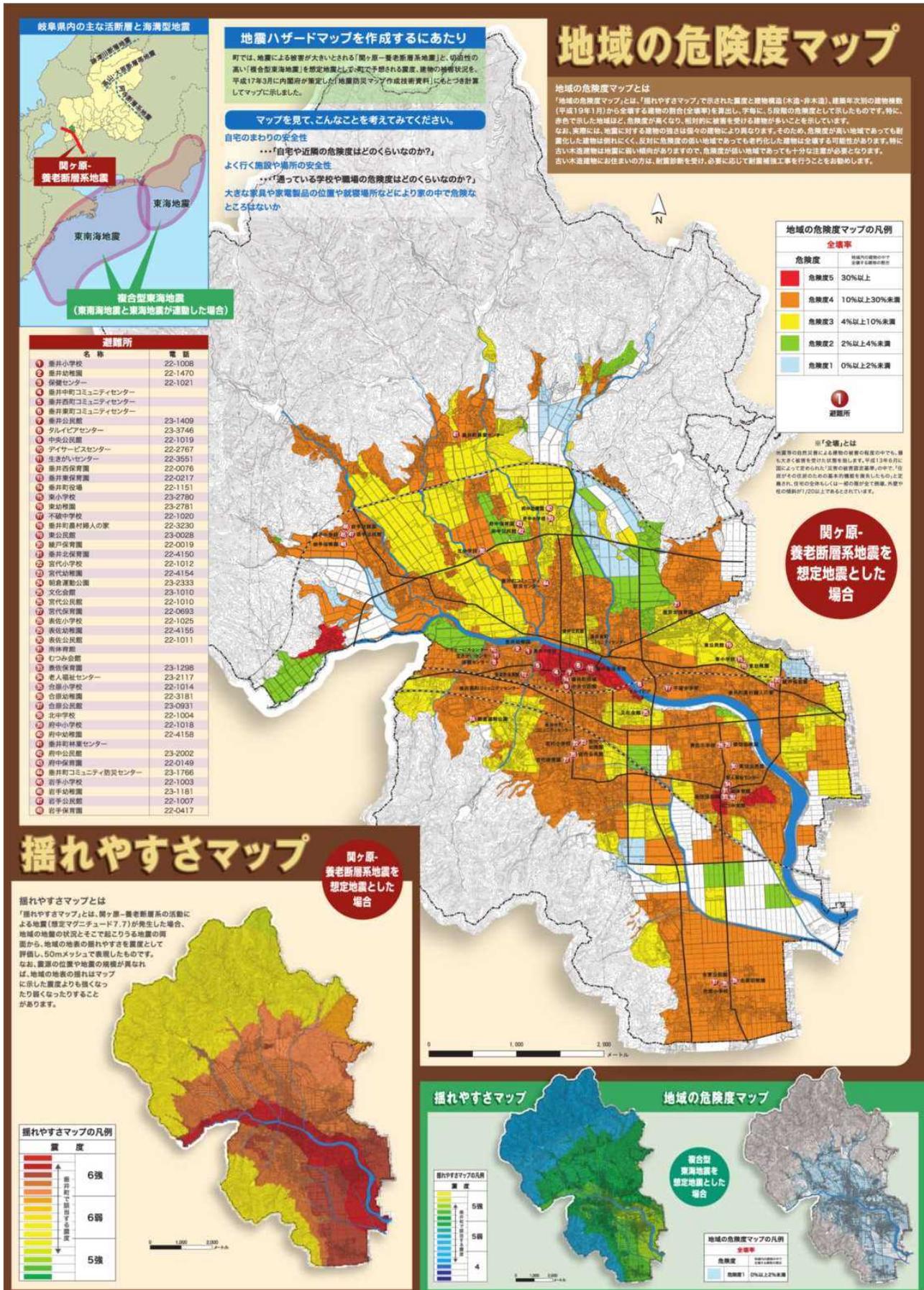
地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、町民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、町においては平成 20 年 3 月に作成し、各戸配布や町ホームページにて周知を行っている。（図 4-1 参照）

ケ. 建築物の地震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、法第 22 条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物について建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

図 4-1 垂井町地震ハザードマップ (抜粋)



4 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。

このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策とともに電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の滑動崩落等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び宅地耐震化推進事業等の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くあったことから、県内全域について大規模盛土造成地の調査（一次スクリーニング）を行い、その結果について平成27年度～30年度に県ホームページ等で公表している。今後は対象地域について箇所別の危険性の確認（二次スクリーニング）の実施に向けて県と連携しながら検討を行う。

液状化現象が引き起こす宅地被害については、国レベルでの技術検討を注視しつつ、当面は発生予測データである「液状化危険度調査（注12）」の活用や、過去の液状化の被害に関する地域での伝承など、きめ細やかな周知と教育に取り組むこととする。

また、がけ近接地、液状化の恐れのある地域や盛土造成地等における宅地被害への備えとして、擁壁や法面、敷地排水施設の点検、生活物資の備蓄、宅地防災工事の実施などの事前対策の周知を行う。

(注12) 液状化危険度調査

県では、南海トラフの巨大地震等の被害想定調査を実施し、揺れによる被害のほか、液状化危険度調査も実施し、県内すべての地域の地盤データに基づき液状化危険度（PL値）を公表している。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るための指導等を行うには、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、指導等の内容、実施方法を定め、効果的な実施を図る必要がある。そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を図りながら指導等を進めていく。